問い合わせ **☎65-0656**/ 監査委員事務局 Fax

年度純 算では、 び介護老人保健施設事業会計の決なっており、診療所事業会計およ当年度純損失2千6百万円余と 2千4百万円余の純利益となって ま 結果当年度未処分利益 利益が2億3千 水道事業会計決算では、 それぞれ1千9百万円余、 病院事業会計決算では 万円 剰余金]余とな 当

化及び経営健全化判断比率につい況、公営企業会計決算、財政健全び各特別会計決算、基金の運用状で各特別会計決算、基金の運用状ーで成25年度甲賀市一般会計およ いるもの つ計数も正確で、 法令に準拠して作成されており、 および付属書類等は、 、特別会計全体の実質収支額は6億3千万円余の黒字であまず、一般会計の実質収支額 億9千万円余の黒字となっており 6 ⇟ 審査に付された各会計の決算書 と認めました。 適正に執行されて いずれも関係

動向の中にあって、

本市財政を取り

依然として厳しく、

市

今後もより|層

るとこ

しかしながら、

先の読め

ない景気

の財政需要の増加が見込まれ 指していくうえで、 民ニーズに対応したまちづくりを目 巻く環境は、 ろであります このような中、

今後の財政運営に

実に継続 と共に、 望むものであ 財政基盤の た財源の確保に積極的に努められる あたっては、 これまでの行財政改革を着 確立を図ってい 成25年度決算審査 市税収入をはじめとし たします 将来的に持続可能な

成25年度 決算審査 報告

監査委員 するなど、4指標とも総務省が示す担比率は、いずれも前年度より減少ず、実質公債費比率および将来負よび連結実質赤字比率は算定され 担比率は、 ます。 から、 早期健全化基準を下回っていること 山本哲雄 良好な状態にあると認められ

平成26年 第5回甲賀市議会定例会

第5回甲賀市議会定例会が9月2日から30日までの期 間で開催されました。

市が提案し、審議、可決された主な議題は次のとお りです。

●委員の推薦(敬称略)

人権擁護委員

八里 良子

●平成25年度決算

2~6ページに掲載

●条例の制定

- ・甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例
- ・甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例
- ・甲賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例
- ・甲賀市税条例等の一部を改正する条例の制定
- ・甲賀市福祉医療費助成条例及び甲賀市福祉事務 所条例の一部を改正する条例
- ・甲賀市営住宅条例の一部を改正する条例
- ・甲賀市公民館条例の一部を改正する条例

●平成26年度補正予算

- ·平成26年度甲賀市一般会計補正予算(第3号)
- ·平成26年度甲賀市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- ・平成26年度甲賀市後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)
- ·平成26年度甲賀市介護保険特別会計補正予算(第1
- ·平成26年度甲賀市公共下水道事業特別会計補正 予算(第1号)
- ·平成26年度甲賀市農業集落排水事業特別会計補 正予算(第1号)
- ·平成26年度甲賀市土地取得事業特別会計補正予算
- ・平成26年度甲賀市病院事業会計補正予算(第1号)

●財産の取得

- ・甲賀市消防団消防ポンプ自動車購入
- ·甲賀市消防団消防積載車購入

●契約の変更締結

信楽高原鐵道信楽線18号災害杣川橋梁外本復旧工事

健全化判断比率および資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成25年度決算に基づく甲賀市の健全化判断比率 及び資金不足比率を公表します。

財政健全化について

地方公共団体の財政を適正に運営することを目的として、 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され ています。健全化判断比率及び資金不足比率が一定の基準 値を超えた場合、改善が必要な状態とみなされ、財政健全化 計画を策定することなどが義務付けられます。

算定の結果、各比率は基準値を下回るとともに、算定開始 以来、改善傾向を持続しています。

しかし、税収が伸び悩む中、高齢化の進展や経済情勢の 悪化などにより社会保障関係の経費は年々増加してきており、 また、下水道を中心とする公営企業債の返済は依然として高 い水準で推移することが見込まれます。

今後も限られた財源を効果的に活用するとともに、一層の 財政の健全化に向けた取り組みを進めていきます。

- ○健全化判断比率のうちいずれかが早期健全 化基準以上の場合
 - ・財政健全化計画を策定
 - ・外部監査要求の義務付け など
- ○健全化判断比率のうち①~③が財政再生基 準以上の場合
 - ・財政再生計画を策定
- 外部監査要求の義務付け
- ・地方債の制限 など
- ○資金不足比率が経営健全化基準以上の場合
- ・経営健全化計画の策定
- ・外部監査要求の義務付け など

|健全化判断比率

①実質赤字比率…一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合を示すものです。

(単位:%)

			早期健全化基準	財政再生基準
	平成25年度	— (※赤字額なし)	12.11	20.00
参考	平成24年度	— (※赤字額なし)	12.13	20.00
	平成23年度	— (※赤字額なし)	12.15	20.00

◆H19決算の算定開始以来、一般会計等の実質収支額は黒字を維持していることから、実質赤字比率は算定されていません。

②連結実質赤字比率…全会計を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度

	台を示りものです。		早期健全化基準	財政再生基準
	平成25年度	― (※赤字額なし)	17.11	30.00
参考	平成24年度	― (※赤字額なし)	17.13	30.00
	平成23年度	一 (※赤字額なし)	17.15	30.00

◆H19決算の算定開始以来、全会計の実質収支額は黒字を維持していることから、連結実質赤字比率は算定されていません。

③**実質公債費比率**…借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す もので、市の収入を借入金の返済にあてる割合が小さいほど数値は小さくなり、健全である といえます。

		早期健全化基準	財政再生基準	
参考	平成25年度	11.8	25.0	35.0
	平成24年度	13.1	25.0	35.0
	平成23年度	14.8	25.0	35.0

◆金利の高い市債の繰上償還や、新規発行する市債を国からの地方交付税措置の手厚い事業に絞る方針を継続したことによ り、元利償還金が減少し、実質公債費比率は11.8%となり、前年度から1.3ポイント改善しました。

④将来負担比率…一般会計等の借入金(地方債)や支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、 将来、財政を圧迫する可能性の度合を示すもので、借入金残高などの負担が少ないほど数値は 小さくなり 健全であるといえます

小とくなり、庭主とめるといえより。		早期健全化基準	財政再生基準	
	平成25年度	66.0	350.0	
参考	平成24年度	69.2	350.0	
	平成23年度	80.5	350.0	

◆公営企業における市債残高が減少したことなどにより、将来負担比率は66.0%となり前年度から3.2ポイント改善しました。

|資金不足比率

- …公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の 度合を示すものです。
- ◆全ての公営企業会計(病院・水道・診療所・介護老人保健施設・公共下水道・農業集落排水)で資金不足は生じていません。 経営健全化基準…20.0%